

公立丹南病院組合職員の退職手当に関する条例

〔 令和2年2月14日
条例第6号 〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づく一般職の職員の退職手当に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。